

令和元年度第2回食の安心・安全審議会(書面会議)における意見及び府の対応

1 協議事項「第5次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和2年度施策の目標」(参考:令和元年度施策の実績見込)

項目	御意見の要旨	府の対応	番号	担当課
1 全般	令和2年度目標、令和元年度実績見込は、1頁内で各取組事項が分かり易く整理されており、従来より改善された。	各委員の御意見を踏まえ、今後も改善に努めます。	全	各課
2 コロナ影響	新型コロナウイルス感染症の影響で先が見通せない中、人数の集まる取組に関しては今後中止が余儀なくされると考えられ、計画が目標通りに進まないのではと危惧する。例えば、可能なものは、動画配信やDVDにするなど他の方法を考えてみてはどうか。 今後に向けて防災などと共に今回のような感染症・パンデミック予防を食の安心・安全の視点からも消費者、事業者に向けた取組が必要と感じる。	講習会形式による取り組みについては、所謂「3つの密」回避及び感染対策を講じることが不可能であるもの場合は、御意見のとおり動画配信やDVD配付等による方法を検討します。 35「食の府民大学(YouTube講座)」(食育、食品表示、食中毒防止等)の活用を啓発し、動画内容の拡充に努め、このような事態にも府民に情報を届けられるよう取組を進めます。5月に休講中の大学等から「食の府民大学」動画の使用申請が4件(対象者計約370名)ありました。 また、8月1日には、「食育シンポジウム」を「withコロナ社会の食を考える」をテーマにオンライン配信で開催し、食の府民大学の講座に掲載します。	全	農政課、各課
3 HACCP	インターネット環境のない小規模事業者や団体会員でない方もおられる中、HACCPの考え方を全ての食品関連事業者が理解する必要がある。府におかれては、府域にわたり、きめ細かく周知指導いただきたい。 小規模事業者は、早急な設備整備が困難なことも想定されるので、本来は、5年、10年の期間をかけて段階的に整備すべき。一方、HACCPにまるで関心のない事業者が憂慮されるので、罰則を周知することで実効性を上げるべき。	本府は、これまでから各保健所において、施設調査等の巡回指導時に、食品等事業者に対してHACCPに係る指導・啓発を行ってきました。特に、法改正によるHACCP制度化を見据えて、小規模の事業者向けの啓発マンガやカレンダー方式の活動記録様式等のより分かりやすい啓発資材の作成及びそれを用いた啓発活動を実施しました。 より広く周知を徹底するため、今年度、「HACCP」を含む改正食品衛生法に係るパンフレットを作成し、府内全ての食品等事業者に送付します。 なお、本府における食品衛生の講習会等については、出前語らいや講習会をはじめ、行動計画2のとおり、府内7カ所にある各地域の保健所において実施しています。 今後も引き続き、保健所による事業者個別の相談会及び巡回指導等により、HACCPに関するきめ細やかで具体的な助言を行う等、定着促進に努めます。	2	生活衛生課
4	1～5のHACCP対応では、小規模な事業者が「努力義務」でほっとした空気が見られる。記録を取ることでメーカーの安全も守られるという本来の趣旨も共有し、講座への参加者の人数、機会、講座内容の充実を図り本来のあるべき形に進むことを期待している。 事業者へのHACCP対応が進むよう指導を進めること。	上記の他 きょうと信頼食品登録制度の登録事業者を対象としたHACCPの個別訪問指導を実施しており、専門家による製造現場での具体的指導を実施しました。令和2年度についても同様の取組を実施し、事業者の理解促進に努めます。 6次産業化に取り組む生産者に対し、HACCPを含む食の安全マネジメント研修を引き続き行います。	1～5	農政課、生活衛生課、健康対策課、流通・ブランド戦略課

項目	御意見の要旨	府の対応	番号	担当課	
5	エコファーマー	<p>エコファーマーの認定件数について、毎年60件の新規認定目標に対して、実績13件はかなり少ないのではないかと。累計数の減少はなぜか。認定農家がやめたりしているのか。課題を分析し改善すべき。</p>	<p>これまでは、エコファーマー認定者を要件とする国の環境保全型農業直接支払交付金(以下、環境直払という)の活用と一体的に取組を進めてきましたが、平成30年度に事業要件から外れたため、新規認定者数が伸びませんでした。(H29:80件、H30:77件、R1:13件)</p> <p>累計数の減少は、エコファーマーの制度化から20年が経過し、高齢化による認定農家の離農が進み、新規認定者数より多くなったことが、減少の要因になったと思われる。</p> <p>現在は、特別栽培農産物やGAP、有機農業など各種取組も広がり、エコファーマーの相対的な存在感が以前より低下してきていますが、エコファーマーは取組み易い制度であることから、若手農業者を中心に推進を図ります。</p>	10	農産課
6	安定供給	<p>13について、新型コロナの影響で一部米の買い占めに走った人もあった。京都府の食料自給率は大変低いものがあり、品種改良のみに目を向けず、飼料稲での生産田畑の確保も有効と思う。 災害時や緊急事態時における食の確保の計画などをあらかじめ公表することでパニックの防止になるようリスクコミュニケーションを望む。</p>	<p>13では農業経営に影響する気候変動への対応に取り組んでいます。 地域ごとの食料自給率については、広大な耕地があり、自給率が高い「生産県」と異なり、京都府は「消費県」であり、中山間地が多く、人口に比べ耕地面積が小さいため、ブランド京野菜など高収益作物による持続可能な農業経営を目指しています。御意見のとおり貴重な水田の有効活用として、212haの飼料稲生産に取り組んでいます。</p> <p>また、災害時等の食の確保に係る計画は京都府地域防災計画において公表しており、引き続き、タイムリーな情報提供に努めます。 京都府地域防災計画掲載サイト(https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/keikaku.html) (一般計画編のP.204「食料及び生活必需品の確保計画」、P.334「食料供給計画」)</p>	13	流通・ブランド戦略課
7	アレルギー	<p>16はアレルギー児童、生徒への対応マニュアルが制度として進んでいることは評価しているが、不十分なものを感じる。保育所等での調理の安全、調理に関わる人の研修の機会、時間の保証、保護者からの相談窓口の設立なども今後期待する。</p> <p>14、16について、京都府はアレルギー拠点病院の整備も進むとのことで、連携を進め社会や行政での事故や安全への共有など様々な機会を通してコミュニケーションを進めること。</p>	<p>平成29年度から京都府学校給食衛生管理推進研修会にて、学校におけるアレルギー対応について給食関係者を対象に南北会場にて研修会を実施している。</p> <p>また、令和元年度京都府学校給食研究協議大会にて、昭和大学医学部小児科学講座所属の管理栄養士による講演「食物アレルギーの食事と管理 最新の考え方」を実施しました。 各市町(組合)教育委員会では、学校給食アレルギー対応マニュアルを作成し、「学校生活管理指導表」等医師の診断に基づき全教職員が情報を共有し、対応しています。</p>	14 16	保健体育課、 農政課、健康 対策課、生活 衛生課
8	ヤングサポーター	<p>ヤングサポーターについて、学生を登録することだけが目的なのか。サポーターになった学生をどう活用するかの考えはあるか。</p>	<p>食の情報が増える中、若い世代の方々が食について正しく理解し選択する力を高めること、食に親しむ機会を増やし食への興味関心を高めることを目的にしており、令和元年度取組開始から、行政が発信する正確な情報の「受信」「拡散」をお願いしています。</p> <p>令和2年度は、食について主体的に参加し学ぶ機会の提供を目指して、行政の食に係る取組を学び自ら発信する、食のイベントスタッフとして参画する等の取組を計画しています。</p>	34	農政課

項目	御意見の要旨	府の対応	番号	担当課
9	食べ残しゼロ推進店舗の認定拡大について、京都市内に34大学、11短期大学があり、食堂は72ある。うち生協食堂は33店舗ある。私が2017年に実施した調査の結果、食堂運営者で食べ残しが気になると回答した割合は11食堂17.5%（生協食堂8食堂26.7%、一般食堂3食堂9.1%）であった。（現在、論文作成中）大学生生協食堂に広報するとよいと思う。	ご意見を踏まえ、府内（京都市内を除く。）に8キャンパス（4大学・4短大）があるので、広報をします。	41	循環型社会推進課
10	食べ残しゼロ推進店舗の認定は、伸びていないが理由をどう分析し、伸ばすためのアイデアはあるか。	京都府ホームページのような一般的な広報では店舗の動機付けには至らないと考えており、これまでから、京都府料理飲食業組合連合会等を通じての依頼をしています。今年度は、大手コンビニにも依頼を広げ、認定数を増加させたいと考えています。	41	循環型社会推進課
11	食品ロス 食べ残しゼロ推進店舗について、令和元年度の実績が、41が33%、42が41%、と計画を大きく下回っているにもかかわらず、令和2年度の計画では令和元年度計画の1.5倍に設定されている。 41は令和元年度の未達成理由も書かれておらず、この目標が理にかなったものか判断できない。42は、未達成の理由が記載されているが、言い訳にしかかっておらず、設定目標が達成可能なのか、目標としてこれで良いのか、判断し兼ねる。	目標については、対象となる施設の10%を目指すこととして設定しており、飲食店等については3,370店舗の約10%の380店舗、食品小売店については1,983店舗の約10%の200店舗の認定を目指しています。 また、京都市では、飲食店等は9,535店舗のうち1,068店舗（約11%）、食品小売店は3,508店舗のうち502店舗（約14%）が認定されており、10%の目標は、一定、合理的なものと考えています。 そこで、今年度は、京都府ホームページ等の一般的な広報に引き続き取り組むとともに、京都府料理飲食業組合連合会や大手コンビニをはじめとするチェーン店にも依頼を広げて目標に近づけてまいります。	41 42	循環型社会推進課
12	農薬使用者等 農薬使用者に対する使用指導について、令和元年度実績見込で調査件数と調査品目は掲載されているが、内容はどうかだったのか。適正か否かを調査したのではないか。 畜産農家に対する指導についても同様	調査件数234件中、適正は230件、不適正は4件でした。内容は、農薬の不適正使用（使用農薬の誤り等）であり、嚴重指導を行いました。品目別では、水稻1件、野菜2件、果樹1件でした。 畜産農家の動物用医薬品及び飼料添加材物の不適切な使用は認められず、引き続き、安心・安全な畜産物の生産に努めます。	19 20	農産課、畜産課
13	畜産農家 農薬販売巡回 畜産農家の巡回について、「課題のある畜産農家を重点的に巡回指導する」という提案については、記載が追加されており、一定の改善が図られている。 農薬販売店への巡回についても、同様に改善指導件数の多い地域の巡回を強化するなど、メリハリをつけた調査をお願いしたい。	引き続き、課題のある畜産農家は重点指導を行い、改善を図ります。 農薬販売店への巡回については、過去の違反履歴や巡回間隔が開かないことなどを考慮して行っているところです。今後も引き続き250店舗を対象として、巡回店舗にメリハリをつけて効率的・効果的に検査を実施します。	20 22	畜産課、農産課
14	農薬 肥料 飼料 22、23、24で改善指導後の取組（再訪等）は、どのようにされているのか。	（農薬）立入検査で指導を行った店舗については、立入検査要領のマニュアルに基づき、1ヶ月以内に改善状況の確認を行うこととなっています。 （肥料）多くの普通肥料は国登録であり、この立入検査は独立行政法人が実施しています。府の登録及び届出肥料は数も少なく、堆肥などが中心であるため、改善指導案件はほとんどない状況です。 （飼料）改善指導を行った場合は、再度、訪問等で確認するように努めています。	22 23 24	農産課、畜産課
15	表示巡回等 不適正表示のパトロールについて、結果の記載がなく、安心・安全にはつながらないと考える。 27、28、29についても同様	実績見込報告時に取りまとめ可能な結果を記載しています。結果の詳細、実施効果等の分析は実績確定後に改めて報告します。	26 27 28 29	農政課、生活衛生課

項目	御意見の要旨	府の対応	番号	担当課
16 食衛法 収去	<p>28について、日米貿易協定の締結後のアメリカ産輸入農産物への安全性を危惧する週刊誌報道などがなされており、殺虫剤成分の検出されたポップコーンの事例は気になる。食の輸入業者ではなく、異分野の業種であったことも驚いた。来年度の収去検査のアンテナを異業種の輸入食品、米国産農産物分野での数を増やすように対応していただきたい。異業種の輸入事業者が監視指導対象に入る様お願いしたい。</p> <p>食品等事業者による原材料受入れ時の残留農薬検査の実施や安全性の確認が挙げられているが、中小事業者でどの程度進んでいるのかわかる数字があれば次回審議会(7月予定)にお聞きしたい。</p>	<p>令和2年度の収去検査計画では、昨今の情勢を鑑み、農産物や加工食品等、検査項目全体的に輸入食品の検体を増加しました。(110検体→130検体) 今後は、異業種の輸入事業者を対象とするよう検討します。</p> <p>なお、食品の輸入事業者については、食品衛生法上把握する術はなく、御意見いただいた数字の確認はできませんが、事業者からの相談時等において、国内の残留農薬基準等の周知等指導を行います。</p>	28	生活衛生課

2 報告事項

- (1) 令和2年度京都府食品衛生監視指導計画(案)
- (2) 令和2年度食の安心・安全意見交換会及びリスクコミュニケーション(案)
- (3) 京都府の食の安心・安全に係る取組

項目	御意見の要旨	府の対応	番号	担当課
17 リスクミ 計画(案)	簡単なアンケートで良いので、毎回実施して事業評価されることを望む。	アンケート等、適切な評価を実施します。	(2)	農政課、各課
18 府の取組 食中毒	3月2日の中丹西保健所管内の食中毒の原因(菌と状況)は判明したか。有症割合が92%と高く、相当な汚染と思われる。	食中毒の病因物質を検出することはできませんでした。 当該事業者に対しては保健所が営業停止処分を行い、期間中に施設消毒をさせ、保健所による衛生教育を実施し、再発防止策を講じました。	(3)	生活衛生課
19 府の取組 健康おば んざい	健康おばんざいの普及について、おばんざいの塩分濃度を低下させる取組はできたか。青森県は取組を始めたそうだ。私たちの府内4市町の調査では、減塩に取組んでいると回答した人と回答していない人で、食塩摂取量に差がなかった。つまり、意識改革だけでは、不十分ということ。	<p>お総菜の減塩をお店に提案したところ、今回はシステム上実現が難しい状況でした。そこで、適塩POPの提示や「適塩POP表示総菜と他の食材を組み合わせで適塩化できる」ことを啓発し、結果的に適塩に繋がる食卓づくりを提示できました。</p> <p>今回は意識の変化を調査しましたが、今後は意識の変化だけでなく、行動の変化も評価出来るよう検討する必要があります。</p>	(3)	健康対策課

3 その他

項目	御意見の要旨	府の対応	番号	担当課
20 報告様式	報告様式について、「計画比80%未満は、任意で【未達成の理由】等を記載」とされているが、未達成の場合は、その理由を任意ではなく、必須で明記してもらう必要があるのではないか。特に50%を切っているような項目は、その未達成理由を記載してもらう必要がある。	計画目標が未達成の場合は、未達成の理由を記載します。	全	農政課、各課
21	次年度の目標に関しても、それでいいのか判断がつかない。 報告様式について、【未達成の理由】を記載する基準として「80%未満」としているが、今回の資料では80%以上でも記載している部分もあり(16、20等)、統一できていない。むしろ「80%以上100%未満」任意記載とし、「80%未満」の場合は必ず記載するほうが基準として望ましい。			